平成２３年（フ）第７９３７号
大阪市生野区巽北２丁目15番12号、登録原票上の住所大阪市北区天神西町５番９―202号
破産者　平山美香こと　申　　美香
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８４５９号
大阪府高槻市城北町１丁目12番４号
破産者　小坂　浅之
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２０号
大阪府吹田市山田西１丁目23番　千里山田西A11棟５階0504号室、開始決定時の住所大阪府吹田市岸部北５丁目３番12―513号
破産者　辻井　芳子（旧姓北林）
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５９２号
大阪市鶴見区今津中５丁目４番５号　ハイツ徳庵駅前303
破産者　片山　哲孝
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第６１５号
大阪府豊能郡豊能町東ときわ台５丁目14番地の28
破産者　岡崎　守**隆**
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０３号
大阪府豊中市新千里北町１丁目22番Ａ１―602号
破産者　竹中　昌之
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０６号
川崎市多摩区菅仙谷２丁目９番１―519号
破産者　船津　欣弘
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第７０８号
大阪市旭区太子橋３丁目５番15号
破産者　玉田　　健
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第９１２号
大阪府吹田市泉町４丁目33番16号
破産者　青木　美保
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２９号
大阪府河内長野市原町３丁目13番３号
破産者　藤松美穂子
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０４８号
堺市東区白鷺町３丁17番16―108号
破産者　中井　康祐
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１２０３号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番13―304号
破産者　岩村　秀治
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１７３７号
堺市中区八田北町10番地31　22棟108号
破産者　ＫＡＺＵパターンメーキングこと　林原　一雄
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０号
大阪府富田林市大字横山291番地６
破産者　峯貿易こと　峯﨑　正喜
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第１０９号
大阪府河内長野市千代田台町１番４―410号
破産者　後藤　　章
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第９３４号
北九州市八幡西区下上津役１丁目20番11号202、開始決定時の住所北九州市八幡西区町上津役西１丁目18番15号
破産者　池部　圭子
1　決定年月日　平成24年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２３年（フ）第１５９号
群馬県前橋市天川原町１丁目32番地２　ＩＭハイツ201号、開始決定時の住所群馬県佐波郡玉村町大字下之宮162番地11
破産者　佐藤喜代久
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３９号
埼玉県東松山市大字大谷4175番地29
破産者　馬橋ユキ枝
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第５４号
埼玉県東松山市大字東平1417番地１　コスモ東松山628
破産者　関根　利之
1　決定年月日　平成24年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部